

神戸市教育・保育施設フッ化物洗口事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童のむし歯予防及び健康増進を図るために、フッ化物洗口事業を行う市内の教育・保育施設に対する補助金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、神戸市内に所在する次の各号に掲げる施設（以下「教育・保育施設」という。）において、フッ化物洗口事業を行う事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(補助対象事業及び対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象となる事業は、補助対象者が、市内に所在する教育・保育施設において、在籍する4歳児及び5歳児のうち保護者が希望する者に対して、本市が別途定める方法に従い、無償で実施するフッ化物洗口事業とする。

2 補助の対象となる経費は、前項に定める事業を実施するために、補助対象者が購入する薬剤に係る経費とする。

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、別途定める補助上限額と対象事業に係る実経費とを比較して少ない方を補助金として交付することができるものとする。

(補助の要件)

第5条 補助対象者は、本市が別途定める方法に従い、薬剤を適正に管理するとともに、園児の安全に配慮してフッ化物洗口事業を行わなければならない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、事業実施報告書（様式第2号）及びその他市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する

日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月神戸市規則第81号)第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(調査報告)

第8条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し・返還)

第9条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(施行の細則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(類似要綱の廃止)

第2条 この要綱の施行により、神戸市私立幼稚園う歯予防(フッ化物洗口)事業補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は廃止する。